

TOKYO働き方改革宣言

社員が心と身体をリフレッシュし、家庭生活と職業生活を両立させることができるよう、働き方改革に取り組めます。

令和3年1月19日
拓進設備工業株式会社

目 標

働き方の改善

1か月あたりの平均法定外労働時間数3.5時間以下を目指します。

受注物件の引渡し時期においても、担当者のみならず時間外勤務が集中しないような協力体制を構築します。

休み方の改善

年次有給休暇の平均取得率60%以上を目指します。

休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、全社員の年休取得日数10日以上を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・ワークエンゲイジメントの趣旨を正しく理解し、「働きがい」と「働きやすさ」とを向上させるための意識改革・風土づくりを、担当窓口を設けて進めます。
- ・多様な働き方を推進するため、「在宅勤務」制度を導入し運用します。

休み方の改善

- ・本人等が休暇取得状況を確認できるよう体制を整備するとともに、年次有給休暇の取得を促進します。
- ・2時間単位の年次有給休暇の取得を、可能とします。
- ・社員の資格取得を引続き奨励し、教育研修休暇制度を制度化します。